

北九州市区域区分見直しの基本方針の一部見直しについて

1. 見直しの目的

令和元年12月に策定した、北九州市区域区分見直しの基本方針（以下「基本方針」という。）は、コンパクトなまちづくりを推進するため、適切な土地利用の誘導が出来るよう、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しの基準をまとめたものである。

今回、令和6年3月に予定している北九州市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）に合わせて、基本方針「3-3.市街化調整区域から市街化区域への変更（市街化編入）」の一部についても、見直しを行うもの。

2. 基本方針の見直し概要

今回改定を行う北九州市立地適正化計画では、新たに防災指針を策定し、居住誘導区域に「津波災害特別警戒区域」及び「浸水被害防止区域」を含まないと整理することを踏まえ、基本方針に定める「3-3.市街化調整区域から市街化区域への変更（市街化編入）」についても、防災指針に整合するよう、市街化区域へ編入できない区域としていた「津波浸水想定区域」を、「津波災害特別警戒区域」に見直し、「浸水被害防止区域」を追加するもの。

P51	(2)見直しの流れ ②土砂災害防止法、農業振興地域の整備に関する法律等との整合	旧	・ 津波浸水想定区域
		新	・ <u>「津波災害特別警戒区域」</u> ・ <u>「浸水被害防止区域」</u>
P52	(3)客観的評価指標による評価 (1)安全性 災害危険性	旧	・ 津波浸水想定区域
		新	・ <u>「津波災害特別警戒区域」</u> ・ <u>「浸水被害防止区域」</u>
P53	(4)土砂災害防止法、農業振興地域の整備に関する法律等との整合 ①土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律との整合	旧	・ 津波浸水想定区域
		新	・ <u>「津波災害特別警戒区域」</u> ・ <u>「浸水被害防止区域」</u>

3. 見直しスケジュール

- ・ 令和6年 1月（予定）…… 「基本方針」一部見直しの方針決裁
- ・ 令和6年 1月（予定）…… 都市計画審議会 報告
- ・ 令和6年 4月（予定）…… 運用開始